

質問に対する回答書

「広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）」の企画提案に関するについて、以下のとおり回答します。

	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
1	仕様書			構内の停電時期はいつ頃か。また停電時間はどの程度か。	停電時期等は、毎年度当初に維持管理業務受託者の電気主任技術者が市と協議のうえ決定しているため、現時点で明確に決まっていません。なお、令和6年度の停電実績は以下のとおりです。 ・4/11 13:00～16:30 部分停電(東系送風機棟) ・4/20 13:00～16:30 部分停電(用水・消毒・受入棟) ・5/16 13:00～16:30 部分停電(西系水処理棟・西系送風機棟) ・6/6 12:30～16:30 部分停電(脱水棟・機械濃縮棟) ・9/19 9:00～17:00 部分停電(自家発電機室) ・10/5 6:00～8:00 全停電 ・11/4 8:30～9:00,15:30～16:00 全停電 ・11/9 6:00～8:00 部分停電(管理本館・ポンプ棟・東系水処理棟)
2	仕様書	2 ページ	2.事業内容 (3)電力料金の支払 キ	本事業開始日までに撤去・リサイクル費用に係る制度の運用が開始された場合、制度に準じた費用を積立てる必要があると考えるが、応札時点の費用と乖離がある場合、同制度に基づく単価見直しに応じていただけるか。 (補足) 現在、F I T／F I P 制度においては積立制度があるが、経済産業省内のワーキンググループにおいて、非F I T／非F I P の太陽光発電設備においても、解体等費用および再資源化費用について第三者機関への積立制度を検討されている。	契約単価は、原則、契約期間中において一定額としますが、制度変更等に伴い企画提案書提出時点よりPPA事業者の諸経費を増加せざるを得ない事態となった場合は、仕様書の「別紙3 予想されるリスクと責任分担」の「法令・条例等の変更」に該当すると判断し、費用の負担について市及びPPA事業者で協議することとします。

	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
3	仕様書	3ページ	4.設備の設置	水処理施設棟屋上の排水溝（EXPJ）の上部に、点検できることを前提で設備類等を敷設してもよいか。	問題ありません。 ただし、仕様書に記載のとおり改修工事等により設備の一時的な運転停止等が必要となった場合は、本市の指示に従ってください。
4	仕様書	3ページ	4.設備の設置	キュービクルの設置位置について、設置場所の指定や設置不可箇所があれば、ご教授いただきたい。	対象施設の維持管理に支障がない場所に設置する必要があります。設置場所の指定はありませんが、安全性や維持管理性、経済性等を考慮し、最適な場所を選定してください。
5	仕様書	4ページ	4.設備の設置 (2)その他の事項 カ	太陽光設備を設置する場合、継電器類（逆電力継電器〔RPR〕、地絡過電圧継電器〔OVGR〕）の設置が必要になる。この継電器類を設置することは、特高受電盤の改修となることから、必要な接点・情報については、事前に広島市及び維持管理業務受託者との協議が可能との認識でよいか。	企画提案書提出前においては、市及び維持管理業務受託者と協議することはできません。企画提案書作成時においては、必要と思われる接点・情報を見込んだうえで改修費用を見込んでください。
6	仕様書	4ページ	5.工事の実施	設備の搬入作業について、作業日の指定があればご教授いただきたい。 例）平日・休日問わず搬入可能。平日のみ搬入可能。休日のみ搬入可能。等	搬入作業に限らず、設置工事は原則として、本市の開庁日における 8 時 3 0 分から 1 7 時に行ってください。ただし、やむを得ない事情により上記以外に作業を行う必要がある場合は、事前に市及び維持管理業務受託者の承諾を得たうえで行ってください。
7	公募要領	5ページ	8.企画提案書の内容	企画提案書の作成に当たり、提出書類の日付は和暦で統一した方がよいか。一部西暦で記載してもよいか。	日付の記載方法について、特に指定はありませんが、あまり混在することがないようにわかりやすい記載としてください。
8	公募要領	5ページ	8.企画提案書の内容	西系水処理受電盤（単線結線図）の範囲での使用電力量を計測されているのであれば、そのデータをご提供いただきたい。	別途資料を提供します。
9	公募要領	5ページ	8.企画提案書の内容	管理本部棟の電気設備図をご開示いただきたい。	別途資料を提供します。
10	公募要領	5ページ	8.企画提案書の内容	水処理施設棟の外周部の地中埋設配管図をご開示いただきたい。	別途資料を提供します。

	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
11	公募要領	5ページ	8.企画提案書の内容	企画提案書作成における継電器類の工事費用については、特高受電盤を施工したメーカーに依頼する必要があるため、メーカーのご担当者をご教授いただきたい。	別途資料を提供します。
12	公募要領	5ページ	8.企画提案書の内容	各非常用発電設備の仕様及び停電時の稼働が分かる資料をご提供いただきたい。	過去10年間に於いて、計画停電を除き、停電により非常用発電機が運転した実績はありません。非常用発電設備の仕様については、別途資料を提供します。
13	公募要領	9ページ	9.企画提案書作成にあたっての留意事項 (5)	業者が特定できる要素の記載は禁止する（企業名・ロゴ等の記載）とあるが、企画提案書では事業者の自称を「当社」と記載してもよい。	問題ありません。
14	企画提案書		様式7-4 「電力料金」	小売事業者および小売電気事業者の意義は、PPA事業者ではなく、市が現在契約している一般電気事業者の認識で間違いはない。	お見込みのとおりです。
15	基本協定書（案）			PPA事業者が決定した後に、変更協議ができるものとの認識で間違いはない。	企画提案等の内容を踏まえ、変更協議を行うことは可能です。なお、変更協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、本公募型プロポーザルにおいて次点とされた者と交渉する場合があります。
16	基本協定書（案）		第2条第2号～第4号	「事業者」の意義は、広島市ではなく、PPA事業者を示しているとの認識で間違いはない。	お見込みのとおりです。
17	基本協定書（案）		第2条第5号	「下水道局太陽光発電事業プロポーザル審査委員会」を、「公募要領に定める下水道局太陽光発電事業プロポーザル審査委員会」に変更可能かご検討いただきたい。	本委員会は下水道局太陽光発電事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置されているため、「公募要領に定める」ではなく、「公募要領12(1)に記載する」や「下水道局太陽光発電事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置される」などの記載に変更することは可能です。

	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
18	基本協定書（案）		第 6 条第 2 項	以下のようなただし書き（案）を設けることが可能かご検討いただきたい。 （案）・・・上限とする。ただし、市による仕様変更及び大幅な経済事情の変動等により、契約単価が著しく不相当となった場合は、市及び受託候補者は協議のうえ、変更することができるものとする	「市による仕様変更」による契約単価の変更にに関する内容については、仕様書の「別紙 3 予想されるリスクと責任分担」の「計画変更」に該当すると判断し、追記することは可能です。一方、「大幅な経済事情の変動等」による契約単価の変更にに関する内容については、仕様書の「別紙 3 予想されるリスクと責任分担」の「物価」、「金利」及び「維持管理費の上昇」に該当すると判断できるため、追記することは困難です。
19	基本協定書（案）		第 1 0 条第 3 項	第 1 4 条の規定を有効にすることは不要であると考えるが、どういった場合を想定されているのかご教授いただきたい。	協定の有効期間満了後に、協定期間中の事業内容について疑義が生じた場合に、この規定により対応することを想定しています。
20	契約書（案）			P P A 事業者が決定した後に、変更協議ができるものとの認識で間違いないか。	企画提案等の内容を踏まえ、変更協議を行うことは可能です。
21	契約書（案）		第 1 条第 7 項	民法および商法の範囲が広いため、不要であると考えるが、必要な理由をご教授いただきたい。	各事業期間の満了日の満了時点など、本契約における期間の取扱い等について明確にする必要があるため、このような記載をしています。
22	契約書（案）		第 2 条ほかの諸条項	「本事業」の定義がないため、以下のとおり前文の変更をご検討いただきたい。 「広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）（以下「本事業」という。）」	変更することは可能です。
23	契約書（案）		第 4 条	「契約単価」と第 1 条の「電力料金」を結び付けるため、以下のとおり記載の変更をご検討いただきたい。 「電力料金の契約単価は、次のとおりとする。」	変更することは可能です。

	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
24	契約書（案）		第 1 4 条第 4 項	補助事業の完了期日が2月20日（公募要領）のため、3月1日に運転開始を想定しているが、広島市としては、令和 8 年4月1日を運転開始とし、1 か月余りを試験運転期間にしたい趣旨か。	設備を試験的に運転する期間については、特に定めはありませんので、本市及び維持管理業務受託者と協議して決定することになります。また、運転開始日についても、上記同様、協議により決定するものと考えていますが、現在、電力供給を行っている事業者との調整が必要であることから、令和8年4月1日以降に運転を開始したいと考えています。
25	契約書（案）		第 1 8 条第 3 項	「物件」の定義がないため、第 1 8 条第 2 項に定める「敷地・建物」もしくは「設備」への変更をご検討いただきたい。	「物件」の記載を「対象施設」に変更することは可能です。
26	契約書（案）		第 1 8 条第 3 項	「業務」の定義がないため、「・・・発注者に支障を生じさせないものとする」への変更をご検討いただきたい。	変更することは可能です。
27	契約書（案）		第 1 8 条第 7 項	「・・・努めること」を「・・・努めなければならない」に変更可能かご検討いただきたい。	変更することは可能です。
28	契約書（案）		第 2 0 条第 1 項及び第 2 項	「移設」を「移設等」に変更可能かご検討いただきたい。	変更することは可能です。
29	契約書（案）		第 2 1 条	「P P A 事業」を「本事業」に変更可能かご検討いただきたい。	本条は対象施設の移譲等を行う場合の取扱いが規定されていますが、移譲等の後は、条件が同等であっても、「広島市西部水資源再生センターにおける太陽光発電設備導入事業（PPA）」とならない可能性もあるため、変更は困難です。
30	契約書（案）		第 2 3 条第 1 項	受注者の措置範囲は設備に限られるため、「受注者は、設備の災害防止等のため・・・」に変更可能かご検討いただきたい。	受注者が臨機の措置を採る範囲が「設備に関するもの」であることを明確にする内容に変更することは可能です。
31	契約書（案）		第 2 3 条第 1 項	条文が重複するため、「この場合において、必要があると認めるときは、・・・」の「必要があると認めるときは」を削除可能かご検討いただきたい。	変更することは可能です。

	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
32	契約書（案）		第 2 4 条第 3 項ただし書き	「ただし、設置工事の期間中において、工事実施中に対象施設に新たな雨漏り等が生じた場合は、・・・」に変更可能かご検討いただきたい。	変更することは可能です。
33	契約書（案）		第 2 5 条第 1 項第 4 号	「活動」を「本事業」に変更可能かご検討いただきたい。	「対象施設を発注者及び受注者の活動目的以外の用途に使用し、」を「対象施設を本事業の目的以外の用途に使用し、」などに変更することは可能です。
34	契約書（案）		第 2 7 条第 2 号及び第 2 8 条	「契約」を「本契約」に変更可能かご検討いただきたい。	変更することは可能です。
35	契約書（案）		第 2 7 条第 3 号	「（天候不良の場合を除く）」を「（天候不良やその他不可抗力による場合を除く）」に変更可能かご検討いただきたい。	天候不良については、一時的なものであり、その後、電力供給量が回復する見込みが高いことから、発注者の催告により解除できる場合から除外しています。一方、不可抗力については、その後、電力供給量が回復しない可能性も考えられることから、発注者の催告により解除できる場合から除外することは困難です。
36	契約書（案）		第 2 7 条第 4 号	「前 3 号」を「前各号」に変更可能かご検討いただきたい。	本市の法制執務においては、「前 3 号」を使用することとなっているため、特段の事情がない限り、現行どおりとします。
37	契約書（案）		第 3 5 条第 1 項第 3 号	「前 2 号」を「前各号」に変更可能かご検討いただきたい。	本市の法制執務においては、「前 2 号」を使用することとなっているため、特段の事情がない限り、現行どおりとします。
38	契約書（案）		第 3 6 条第 1 号	「第 2 6 条、第 3 2 条又は第 3 3 条・・・」に変更可能かご検討いただきたい。	変更することは可能です。
39	契約書（案）		第 3 8 条第 6 項	設備の更新費用は撤去費用を用いて行うという認識でよい。また「（太陽光電池モジュールを除く。）」を「（太陽光電池モジュールおよび受変電設備を除く。）」に変更可能かご検討いただきたい。	設備の更新費用については、お見込みのとおりです。なお、受変電設備については、運転期間満了までに本契約書第 3 8 条第 6 項の規定にある耐用年数を超過している場合は新品に更新していただく必要があります。

	資料名	ページ	項 目	質 問	回 答
40	契約書（案）		第 4 1 条	第 2 6 条および第 3 6 条（2）の定めと相反しているため、削除可能かご検討いただきたい。	長期継続契約のため第 4 1 条を削除することは困難です。このため、第 4 1 条の規定については、第 2 6 条及び第 3 6 条の適用除外となるよう変更します。